

# 広報誌「しんじゆく」 同封チラシに関する 一般ガイドライン

2024/5 改訂

この同封チラシガイドラインは、公益社団法人 新宿法人会が発行する広報誌「しんじゆく」へチラシ同封を希望する広告主を対象とし、その広告主が公益社団法人 新宿法人会に納品する広告チラシに適用されるものとします。広報誌へのチラシ同封の可否を判断する権限は、公益社団法人 新宿法人会が保有し、同封を承諾もしくは拒否した広告チラシについてもその理由を説明する義務を負わないものとします。

## 広告主および広告チラシについて

### ①下記に該当する広告主および広告チラシは同封できません。

- 広告主かつ広告の主体が公益社団法人 新宿法人会に入会していない場合は同封できません。
- 広告チラシの責任の所在が不明確なものは同封できません。
- 法律(不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法、個人情報保護法、その他各種業法を含む)、政令、省令、条例、条約、公正競争規約に対する違反またはその恐れがある広告チラシの場合は、同封できません。
- 法律によって消費者に対する警告表示(利用者の年齢制限など)が必要とされているにもかかわらず、警告文が入っていない広告チラシの場合は同封できません。
- 許可・認可を要する業種で許可・認可を取得していない広告チラシは同封できません。
- 医療、医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品等の広告で、効能・効果等が厚生省の承認する範囲を逸脱している広告チラシおよび消費者に過大な期待を抱かせたり、確実であることを保証するような広告チラシは同封できません。
- 社会秩序を乱す次のような表現が記載されている広告チラシは同封できません。
  - ・ 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
  - ・ 性に関する表現で、著しく猥褻性の高いもの。過度の露出などにより青少年の保護育成に反するおそれのあるもの。
  - ・ その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの。
  - ・ 犯罪的行為に結びつくもの。
  - ・ 投機、射幸心を著しくあおるもの。
- 内外の国家、民族などの尊厳を傷つけるおそれのある広告チラシは同封できません。
- 第三者の財産権(知的財産権等)、プライバシーを侵害する広告チラシは同封できません。
  - ・ 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断利用した広告チラシは同封できません。
  - ・ 広告における商標または著作物などの利用に当たっては、広告主が事前にこれらの権利者の同意を得る必要があります。
  - ・ 自社製品ではない製品をプレゼントキャンペーンなどに使用する場合は、広告主が事前にこうした使用に当たって問題がないことを確認していなければなりません。
- 第三者に対して、不法または不当に不利益を与える広告チラシは同封できません。
- 第三者を誹謗中傷している広告チラシは同封できません。
- 非科学的又は迷信に類し、第三者を迷わせたり、不安を与えるおそれがある広告チラシは同封できません。
- 詐欺的なもの、いわゆる不良商法とみなされるもので、健全性を欠いた経済行為に係わる広告主の広告チラシは同封できません。
- 宗教団体の勧誘または、布教活動にかかわる広告チラシは同封できません。
- 公益社団法人 新宿法人会が推薦・推奨等の文言が記載されている広告チラシは同封できません。
- 公益社団法人 新宿法人会の運営並びに事業活動を妨げる広告チラシは同封できません。
- 公益社団法人 新宿法人会が不適切だと判断した広告チラシは同封できません。

### ②同封する広告チラシから派生する賠償責任は広告主に全責任を負っていただきます。

### ③広報誌は年6回発行です。応募状況により同封号は公益社団法人 新宿法人会に一任させていただきます。季節性や期間限定の広告チラシはご注意ください。